

令和8年1月23日	資料 1
第3回治療と仕事の両立支援指針作成検討会	

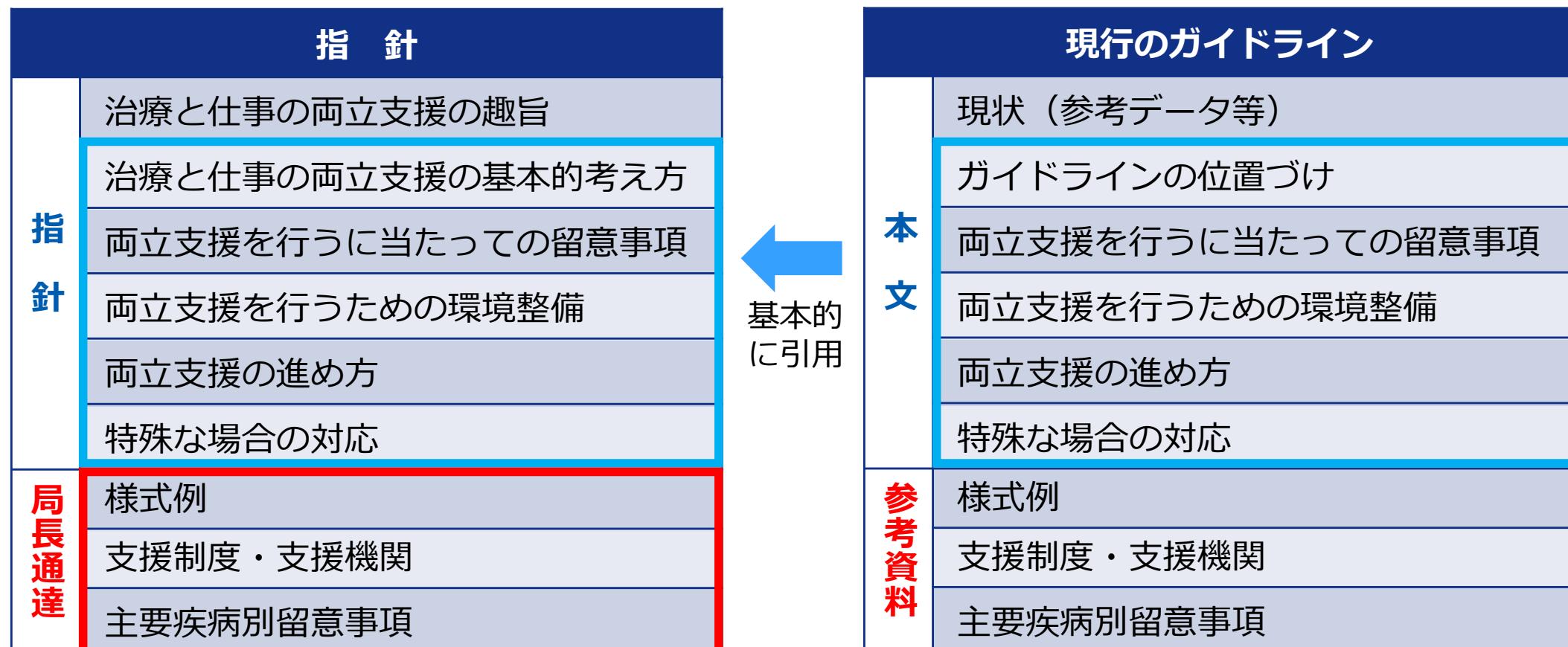
「治療と就業の両立支援指針」の参考資料等について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

指針策定に向けた考え方

- 法的根拠のない現行のガイドラインを、法律に基づく指針（大臣告示）に格上げする。
- 指針策定に当たっては、現行のガイドラインを参考に、本文部分を基本的に引用する。参考資料部分は、指針中に委任規定を設け、労働基準局長通達により示すこととする。



労働基準局長通達の構成

- 現行のガイドラインの参考資料部分は、通達の別添資料として示すこととする。

労働基準局長通達の構成

(検討会でのご意見の反映箇所)

通達本文	指針の解説	
別添資料 1	<p>主要疾病別留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・がん・肝疾患・心疾患・脳卒中・難病・糖尿病	<p>個人情報の保護（指針3（8）関係）</p> <ul style="list-style-type: none">●ゲノム情報の取扱い <p>事業場内外の連携（指針4（5）関係）</p> <ul style="list-style-type: none">●小規模事業場における支援の活用●両立支援コーディネーター、地域両立支援推進チーム等
別添資料 2	<p>様式例</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務情報提供書・主治医意見書・両立支援カード	<p>がん、難病</p> <ul style="list-style-type: none">●ゲノム情報の取扱い <p>がん</p> <ul style="list-style-type: none">●再発に対する配慮
別添資料 3	支援制度・支援機関	<p>主治医意見書、両立支援カード（医師記載欄）</p> <ul style="list-style-type: none">●措置等の決定における主治医の責任範囲の明確化

通達本文について

局長通達本文への反映（案）

検討会でのご意見	通達案文
<p>・ゲノム情報による差別への適切な対応の確保については、がん、難病だけではなく、また、疾病別留意事項以外においても記載することが必要。（第2回 辻本構成員）</p>	<p>●個人情報の保護（指針3（8）関係） 指針3（8）は、治療と就業の両立支援における機微な個人情報の取扱について示したものであり、当該情報にはゲノム情報も含まれること。 個人情報保護法においては、ゲノム情報を含め、労働者の個人情報について、偽りその他不正の手段により取得することや、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用することはできず、また、労働安全衛生法に基づく健康管理のための情報であっても、労働者のゲノム情報を収集することはできない。このため、会社からの求めに応じる必要はなく、ゲノム情報を提出しないことを理由に、人事評価を低評価とするなどの不利益取扱をすることも不適切であると考えられること。 これらゲノム情報の取扱については、特にがん及び難病に関して、疾病別留意事項（別添●）に示しているが、これらに限らず、全般に共通することである。</p>
<p>・産業医のいない小規模事業場は産保センターに相談できる旨、記載があるとよい。（第2回 江口構成員） ・指針中「事業場内外の連携」についての記載がある。小規模事業場に対して分かりやすくなるよう、通達にも記載があるとよい。（第2回 松岡構成員）</p>	<p>●事業場内外の連携（指針4（5）関係） 指針4（5）は、治療と就業の両立支援における関係者の連携について示したものであること。 治療と就業の両立支援に当たっては、本人の同意を得た上で、支援対象となる労働者（患者）について、職場環境や業務内容等を把握している産業医等と、病状や治療経過、就業継続の可否等について医学的知見から意見を述べる主治医が、本人と十分に意思疎通を図りながら情報交換を行い、連携して対応することが重要である。 一方、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場においては、必要に応じて、都道府県産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）の支援を受けることが考えられる。 産保センターにおいては、産業医資格を有した医師や治療と就業の両立支援の専門スタッフ（保健師等）が配置されており、専門的な相談対応や事業場への訪問による両立支援の制度導入等の支援のほか、個人情報に配慮した上で事業主と労働者（患者）の間の個別の治療と就業の両立支援の調整等の支援を無料で受けることができる。</p>

局長通達本文への反映（案）

検討会でのご意見	通達案文
<ul style="list-style-type: none">・指針には記載されない、両立支援コーディネーターや地域両立支援推進チーム等の厚生労働省の事業の関係も、その活用について取り扱うべき。（第2回松岡構成員）	<p>●事業場内外の連携（指針4（5）関係）</p> <p>また、事業主等が受けることができる支援としては、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県労働局、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等のほか、以下の取組の活用があること。</p> <p>①両立支援コーディネーター</p> <p>治療と就業の両立支援に当たっては、事業場と医療機関が、労働者（患者）からの申出に対してそれぞれの立場における支援を実施するとともに、必要に応じて連携することで、症状や業務内容に応じた適切な支援が可能となる。</p> <p>両立支援コーディネーターは、労働者（患者）に寄り添い、事業場と医療機関の間の情報の橋渡しを行いながら、継続的な相談支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>両立支援コーディネーターの養成のための研修は、独立行政法人労働者健康安全機構において実施しているので、事業場では、人事労務担当者や産業保健スタッフに受講・活用することで、医療機関との連携等を踏まえた、現場の状況に即した支援を実施することが期待される。</p> <p>②「地域両立支援推進チーム」から提供される情報</p> <p>都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関、民間団体等と連携して、治療と仕事の両立支援のイベントの実施や事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報提供等を行っている。</p> <p>③治療と仕事の両立支援ナビ</p> <p>厚生労働省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、治療と就業の両立支援に関する法令、指針、主要疾患別留意事項、様式例、支援制度・支援機関、各種マニュアル、企業や医療機関の取組事例等の総合的な情報提供を行っている。</p>

疾病別留意事項について

疾病別留意事項（がん）の見直しについて

厚生労働省の予算事業（令和7年度治療と仕事の両立支援に係るガイドライン及びマニュアルの作成検討事業）において有識者で構成するワーキンググループにより、疾病別留意事項（がん）の見直しについて検討。

1 見直し内容

- ① 統計データの更新
- ② 治療の解説内容の見直し
- ③ その他取り上げるべき内容・トピックの追加

2 構成員名簿

氏名（50音順・敬称略）	所属
坂本はと恵	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 副サポートイブケアセンター長
立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授
堀之内秀仁	国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院 入退院支援室長
渡邊 清高	帝京大学医学部内科学講座 教授

3 検討スケジュール

2025年					2026年		
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者ヒアリング		意見のとりまとめ	原稿確認	意見反映			
					行政検討会	最終校正	

疾病別留意事項（がん）の修正（案）

	修正内容	修正理由
全体	(用語の修正) <ul style="list-style-type: none"> 「事業者」を「事業主」に修正 	・法令の用語に合わせて「事業主」へ修正（事務局）
	(用語の修正) <ul style="list-style-type: none"> 「化学療法」を「薬物療法」に修正 	・「化学療法」は現在では「薬物療法」であるため修正（渡邊委員・堀之内委員）
1(1)	(数値更新) <ul style="list-style-type: none"> 「日本人の約<u>2</u>人に1人ががんに罹患すると推計されている。また、国立がん研究センターの推計では、年間<u>約90</u>万人が新たにがんと診断されており、このうち<u>約3</u>割が就労世代（20～64歳）である（図1）。」を、 「日本人の就労世代では約<u>7</u>人に1人ががんに罹患すると推計されている。また、国立がん研究センターの推計では、年間<u>約98</u>万人が新たにがんと診断されており、このうち<u>24.1%</u>が就労世代（20～64歳）である（図1）。」に修正 <p>(図表・出典更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「図1 性別・年齢階級別がん罹患者数（<u>2015年推計値</u>）」を、 「図1 性別・年齢階級別がん罹患者数（<u>診断年：2021年</u>）」に修正 <p>図1：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（<u>全国がん登録</u>）；全国がん罹患データ（2016年～2021年）</p>	・就労世代のがん罹患者数について、最新データに修正（事務局）
	(説明を追加) <ul style="list-style-type: none"> 「同調査によれば、多くの人ががん患者の生存率を現実よりも低く見積もっているが、」を、「<u>近年の内閣府の調査</u>⁹でも過去の調査と同様、多くの人が、がんを未だ死に至る病気として怖いと認識しているが、」に修正 <p>(出典の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9 内閣府「がん対策に関する世論調査（令和5年7月調査）」 https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-gantaisaku/ 	・内閣府の調査を引用し、「一方で、近年の内閣府の調査でも過去の調査と同様、多くの人はがんを未だ死に至る病気として怖いと認識しているが、実際はがん医療の進歩等によりがん患者の生存率は上昇してきており～」に修正（立道委員）
	(文章の修正) <ul style="list-style-type: none"> 「実際は、がん医療の進歩等により、がん患者の生存率は向上してきており、<u>2009年～2011年</u>の間にがんと診断された人の<u>約6</u>割は、<u>5</u>年後も生存している状況にある」を、 「実際は、がん医療に進歩等により、がん患者の生存率は向上している（図2）。<u>2012年</u>にがんと診断された人の<u>54.0%</u>は、<u>10</u>年後も生存している状況にある¹⁰。」と修正 <p>(出典の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 国立がん研究センター「院内がん登録2012年10年生存率集計」（令和7年2月） <p>(図の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「図2 がん患者の5年相対生存率の推移」を、 「図2 がん患者の5年相対生存率の推移（進行度別）」に修正 	・長期生存者の増加をより明確に示すのであれば、10年生存率を追加（坂本委員） ・生存率の向上を示すものとして5年生存率、生存率が長くなつたことについては10年生存率で説明（事務局）

	修正内容	修正理由
1(2)	<p>(図表・出典更新) <図4 悪性新生物の退院患者における平均在院日数（病院・一般診療所）の推移> ※出典：厚生労働省「令和5年患者調査」より作成 <図5 悪性新生物の入院患者・外来患者数の推移> ※出典：厚生労働省「令和5年患者調査」より作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図4、図5について最新データにリバイスする（事務局）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「それとともに、治療の副作用や症状等をコントロールしつつ、通院で治療を受けながら仕事を続けている場合が増えてきている。」を、 「それとともに、治療の副作用や症状等をコントロールしつつ、通院で治療を受けながら仕事を続けている患者が増えてきている。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通院で治療を受けながら仕事を続けている場合」ではなく「通院で治療を受けながら仕事を続けている患者」の方が適当であるため修正（堀之内委員）
1(3)	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「がん治療においては、がんの種類や進行度に応じて、手術（外科治療）、化学療法（抗がん剤治療）、放射線治療等の様々な治療を組み合わせる「集学的治療」が基本となっている。これら3大治療のほかにも、ホルモン療法や分子標的薬などがあり、手術終了後もほかの治療が続くことも少なくないため、「手術が終われば治療終了」とは限らない。」を、 「がん治療においては、がんの種類や進行度に応じて、手術（外科治療）、薬物療法（抗がん剤治療等）、放射線治療等の様々な治療を組み合わせた「集学的治療」が提案される。薬物療法には、抗がん剤治療に加え、ホルモン療法、分子標的薬、免疫療法等も存在する。」に修正（文章の削除） ・「手術終了後もほかの治療が続くことも少なくないため、「手術が終われば治療終了」とは限らない。」を削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物療法には他の治療法（細胞障害性抗がん薬、分子標的薬、ホルモン療法薬、免疫チェックポイント阻害薬などを用いた治療）があるということがわかるように修正（渡邊委員） ・「手術が終われば治療終了とは限らない」という記載がそもそも偏った認識のように思われるため削除（堀之内委員）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、がんの種類や進行度等に応じて、標準治療と呼ばれる、治療ガイドラインに基づく一般的な治療法が定められているものの、それがあてはまらない患者も多く、治療内容と治療に要する期間は個別に確認することが必要である。」を、 「なお、がんの種類や進行度等に応じて、現在、最良の治療として、診療ガイドラインに基づく「標準治療」が定められている。「標準治療」に準拠しながらも、治療の実際は患者ごとに適切に調整されるため、治療内容や治療スケジュールは個別に確認することが必要である。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準治療は診療ガイドラインに基づいて定められている最適な治療法であるため、「一般的な」を「最適な」に修正（渡邊委員） ・標準治療について、「一般的な治療法」と形容している点は不十分と感じるので補足を追記。治療内容やスケジュールは患者さんによって変わることがあるというニュアンスに修正（堀之内委員）

	修正内容	修正理由
1(3) <がん治療の特徴 (3大治療) >	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「また、取り除いた臓器や器官の再建（臓器などを取り除くことによって、損なわれた体の機能や外観を元の状態に近づけるための手術）などの処置が行われる。」を、「また、取り除いた臓器や器官の再建（臓器などを取り除くことによって、損なわれた体の機能や外観を元の状態に近づけるための手術）などの処置が行われることがある。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> すべての患者さんが再建術を受けるわけではないため、「再建などの処置が行われることがある」のような文章に修正（堀之内委員）
	<p>(文章の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「・手術による入院期間は、がんの種類や進行等により異なるが、2週間程度であることが多い^{※2}。」を追記 <p>(出典の追加)</p> <p>※ 2 悪性新生物の退院患者における平均在院日数14.4日（病院・一般診療所）（厚生労働省「令和5年患者調査」）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の治療に比べ、治療日程などに関する記載が不足しているため追記（堀之内委員）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「・細胞の増殖を防ぐ<u>抗がん剤</u>を用いた治療法で、がんがふえるのを抑えたり、成長を遅らせたり、転移や再発を防いだり、小さながんで転移しているかもしれないところを治療するためなどに用いられる。」を、「・細胞の増殖を防ぐ<u>薬物</u>（細胞障害性抗がん薬、分子標的薬、ホルモン療法薬、免疫チェックポイント阻害薬）を用いた治療法で、がんが増えるのを抑えたり、成長を遅らせたり、転移や再発を防いだり、小さながんで転移しているかもしれないところを治療するためなどに用いられる。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> 抗がん剤の説明を現在の状況に合わせて「薬物（細胞障害性抗がん薬、分子標的薬、ホルモン療法薬、免疫チェックポイント阻害薬）」と追記（渡邊委員）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「・<u>化学療法（抗がん剤治療）</u>には主に、錠剤やカプセルなどの「のみ薬」による方法と、～」を「・抗がん剤治療には主に、錠剤やカプセルなどの「のみ薬」による方法と、～」に修正。 「特に注射や点滴による<u>化学療法</u>の場合、”治療の日”と”治療を行わない日”を組み合わせた1～2週間程度の周期を設定して治療を行う。」を「特に注射や点滴による<u>抗がん剤治療</u>の場合、”治療の日”と”治療を行わない日”を組み合わせた1～2週間程度の周期を設定して治療を行う。」に修正 <p>「・近年では、抗がん剤の進歩や、副作用として起こる症状を緩和したり、副作用に対する治療（支持療法）が進歩してきたことから、1コース目だけ入院して、2コース目以降は外来で<u>化学療法</u>を行ったり、はじめから入院しないで外来で<u>化学療法</u>を行うことが多くなっている。」を、「・近年では、抗がん剤の進歩や、副作用として起こる症状を緩和したり、副作用に対する治療（支持療法）が進歩してきたことから、1コース目だけ入院して、2コース目以降は外来で<u>抗がん剤治療</u>を行ったり、はじめから入院しないで外来で<u>抗がん剤治療</u>を行うことが多くなっている。」に修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抗がん剤治療について述べている文章については、主語を「抗がん剤治療」に修正（事務局）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全体の予定は治療計画によって異なるが、<u>多くの場合、1週間に5日の治療を数週間にわたって行う。</u>」を、「全体の予定は治療計画によって異なるが、<u>1日で終わる場合や数週間にわたって照射する場合など、様々である。</u>」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線治療の内容について、数週間にわたって照射することが「多くの場合」とまでは言えないと思われるため、様々な場合があることに修正（堀之内委員）

	修正内容	修正理由
1(3) <がん治療の特徴（3大治療）>	<p>(出典の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん治療の特徴（3大治療）※1と追記し、「※出典：国立がん研究センターがん情報サービス「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」」を、「※1参考：国立がん研究センターがん情報サービス「国立がん研究センターのがんになったら手にとるガイド」」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料の更新（事務局）
2(1)	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ただし、手術後の経過や合併症などには個人差があり、実際の状況は手術前と異なる可能性もあるため、合併症や制限すべき動作、療養が必要な期間等について、労働者が主治医に対して退院時等に再度確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。」を、「ただし、手術後の経過や合併症、後遺症の程度などには個人差があり、実際の状況は手術前と異なる可能性もあるため、合併症や制限すべき動作、療養が必要な期間等について、労働者が主治医に対して退院時等に再度確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・後遺症の程度にも個人差があるとわかるように追記（渡邊委員）
	<p>(文章の追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「化学療法（抗がん剤治療）では、治療を1～2週間程度の周期で行うため、その副作用によって周期的に体調の変化を認めることがあり、とりわけ倦怠感や免疫力が低下する状態が問題となるが、薬剤の種類や組み合わせごとに、いつごろどのような症状が現れやすいか推測可能である。」に、「抗がん剤治療では、治療を1～2週間程度の周期で行うため、その副作用によって周期的に体調の変化を認めことがある。分子標的薬による治療では皮膚障害や間質性肺炎など、薬剤ごとに様々な特徴があり、またホルモン治療では長期に治療が継続されていく可能性がある。これらを含めた薬物療法の中で、とりわけ倦怠感や免疫力が低下する状態が問題となるが、薬剤の種類や組み合わせごとに、いつごろどのような症状が現れやすいかある程度推測可能である。」を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・分子標的薬について、終わりがなく繰り返し使っていく治療になりやすいことなど、就労に影響する特徴を追記（立道委員） ・副作用の記載について、起こりやすい副作用の症状はある程度推測可能、ということがわかるように修正（渡邊委員） ・抗がん剤治療について述べている文章については、主語を「抗がん剤治療」に修正。
	<p>(文章の追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一方、分子標的治療薬や免疫チェックポイント阻害薬など、薬剤に特徴的な副作用（皮膚障害、アレルギー、間質性肺炎、免疫関連有害事象など）が現れる可能性があり、治療内容や想定される副作用、初期対応や医療機関に連絡すべき状況などを、労働者とともに確認しておくことが望ましい。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・分子標的薬治療・ホルモン治療がないため追記（立道委員） ・分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬に関する副作用を追記（渡邊委員）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「化学療法（抗がん剤治療）を受けながら就労継続する場合は、労働者が主治医に対して出やすい副作用及びその内容・程度、治療スケジュールの変更の有無などを必要に応じて確認し、それらの情報を事業者に提供することが望ましい。」を、「薬物療法を受けながら就労継続する場合は、労働者が主治医に対して起こりやすい副作用及びその内容・程度、治療スケジュールの変更の有無などを必要に応じて確認し、それらの情報を事業者に提供することが望ましい。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・副作用の記載について、起こりやすい副作用の症状はある程度推測可能、ということがわかるように修正（渡邊委員）
	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通院しながら放射線治療を受ける場合、基本的に毎日（月～金、数週間）照射を受けることが多いため、労働者が主治医に対して治療スケジュールを確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。」を、「通院しながら放射線治療を受ける場合、基本的に連日（例えは月～金、数週間）照射を受けることが多いため、労働者が主治医に対して起こりやすい副作用及びその内容・程度、治療スケジュールを確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療スケジュール以外にも、起こりやすい副作用について確認すべき事項があるため追記（渡邊委員）

	修正内容	修正理由
2(2)	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「なお、がんと診断された者の中には、精神的な動搖や不安から早まって退職を選択する場合があることも留意が必要である。」を、「なお、がんと診断された人の中には、精神的な動搖や不安から、<u>治療開始前に</u>早まって退職を選択してしまう場合がある¹¹ことに留意が必要である。」に修正 <p>(出展を追加) <u>11 厚生労働省委託事業「患者体験調査報告書」（令和7年5月）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 診断直後、治療開始前の離職者が多いことを出典とともに追記（立道委員）
	<p>(図、出典の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「※出典：国立がん研究センターがん情報サービス「<u>患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版</u>」」を、「※参考：国立がん研究センターがん情報サービス「<u>国立がん研究センターのがんになったら手にとるガイド</u>」」に修正、図6を差替 	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料の更新（事務局）
2(3)	<p>(文章の修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「がんは慢性病に変化しつつあるとはいえ、周囲が「不治の病」というイメージを持つこともある。治療と仕事の両立のためには、就業上の措置及び治療に対する配慮を実施するために必要な情報に限定した上で、同僚や上司等には可能な限り情報を開示し理解を得ることが望ましい。」を、「がんは慢性病に変化しつつあるとはいえ、周囲が「不治の病」というイメージを持つこともある。治療と仕事の両立を進めていくためには、就業上の措置及び治療に対する配慮を実施するために必要な情報に限定した上で、同僚や上司等には可能な限り情報を開示し理解を得ることが望ましい。」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> 治療との両立への配慮を進めていくために情報を開示し理解を得ることが必要であるため、それを表す文言を追記（渡邊委員）
新設	<p>(3) 治療の終了後の配慮</p> <p>がんの治療が終了した患者の多くは、治療後も一定期間、再発を含む健康状態の確認のための診察や検査等の経過観察が必要となる。また、がんの治療が終了した患者の中には、倦怠感や手先のしひれなどの身体的な症状や気持ちの落ち込みなどの精神的な症状が現れることがあり、それらの症状の程度や症状が出現する期間には個人差がある。こうしたことから、事業主は、がんの治療が終了した労働者から配慮を必要とする申出があった場合は、柔軟に対応することが望ましい。一方で、労働者が良好な健康状態を維持している場合には、通常の勤務に復帰すること等について、労働者の希望を聴取し、十分な話し合い等を通じて検討することが望ましい。</p> <p>(5) ゲノム情報の取扱い</p> <p>個人情報保護法においては、ゲノム情報を含め、労働者の個人情報について、偽りその他不正の手段により取得することや、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用することはできず、また、労働安全衛生法に基づく健康管理のための情報であっても、労働者のゲノム情報を収集することはできない。このため、会社からの求めに応じる必要はなく、ゲノム情報を提出しないことを理由に、人事評価を低評価とするなどの不利益取扱をすることも不適切であると考えられる。</p> <p>参考：ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経過観察中の配慮について追記（坂本委員） <p>※検討会におけるご意見 再発について、がんや難病の方は、再発した後、そこから治療しながら長期にわたって働きながらっていう両立をしていきたい、いかざるを得ないっていう方が多い状況。指針の中では、再発についてはあまり書き込まれてないので、文言等を見直していただきたい（第1回 近藤構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲノム情報の取扱いについて、「ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）」を参考に追記 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kou_roudou/roudouzenpan/42095.html <p>※検討会におけるご意見 ゲノム情報による差別への適切な対応の確保について、記載をお願いしたい（第2回 辻本構成員）</p>

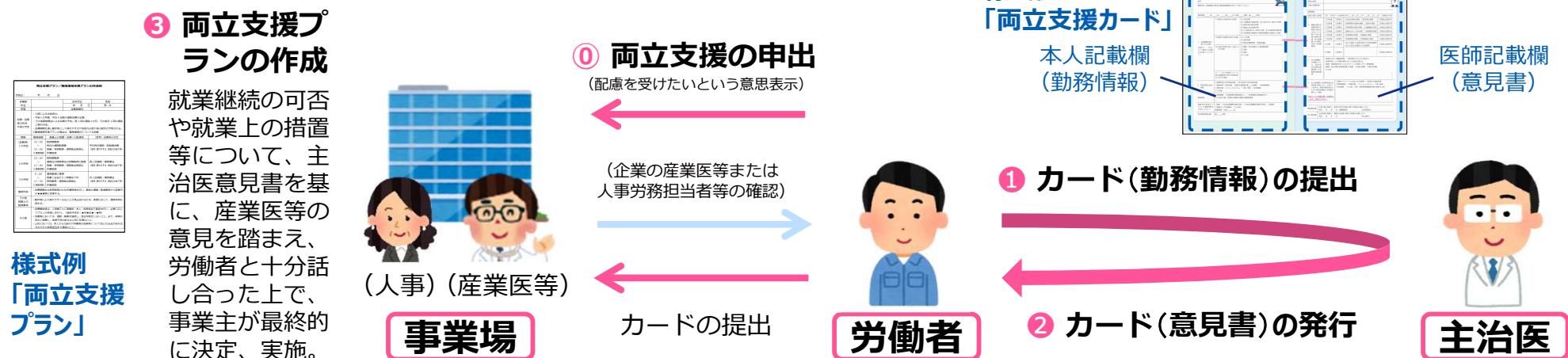
様式例について

(参考) 治療と仕事の両立支援の流れ

様式例「勤務情報提供書」・「主治医意見書」を用いる場合



様式例「両立支援カード」を用いる場合



様式例の修正（案）

様式例	修正内容	修正理由
勤務情報提供書	・産業医の有無について追記	・医療機関は、両立支援に必要な情報を会社に提供するにあたり、産業医等の有無を知ることで、産業医等と円滑な情報交換を行うことができるため追記
	・会社の連絡先（住所、電話番号）を追記	・医療機関は、会社から提供された情報が十分でない場合、必要に応じて、労働者本人の同意を得た上で、会社に連絡することができるため追記
主治医意見書	・医療機関の連絡先（住所、電話番号）を追記	・会社は、医療機関から提供された情報が十分でない場合、必要に応じて、労働者本人の同意を得た上で、医療機関に連絡することができるため追記
	・注釈として「職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。」を追記	・職場復帰等の可否や就業上の配慮等に関しては事業主が最終的に決定するものであり、その旨を明記することで、主治医は、主治医意見書の内容で就業上の配慮等が決定されるものではないという認識を得ることができる内容を追記 ※検討会でのご意見 ・主治医が両立支援カードや主治医意見書といった様式について、その効力や責任というのがどこまでなのか、そういったことに迷いがなく対応できるように様式へ追記してほしい ・実際に主治医と事業主どちらがが主に責任を持つのかという点に不安を感じている方は少なくないので、明記することは意義がある
両立支援カード (本人記載欄)	・主治医意見書の「診断書と兼用」という記載は削除	・臨床現場では、労働者から主治医意見書と診断書の両方を求められた場合に、兼用して発行する場合があると承知している。しかしながら、主治医意見書と診断書の記載内容が異なる場合もあることを踏まえて削除 ※検討会でのご意見 ・両立支援の様式が診断書として使える場合、医療機関の責任が重大となるため、削除を検討してほしい
	・産業医の有無について追記	・医療機関は、両立支援に必要な情報を提供するにあたり、産業医等の有無を知ることで、産業保健スタッフ等と円滑な情報交換を行うことができるため追記
両立支援カード (医師記載欄)	・会社名、担当部署・担当者名、住所、電話番号を追記	・カードは本人と会社と十分な合意形成がされた上で本人が記載しているため、医療機関は、カードの作成について会社が確認したことを知ることでき、労働者本人から提供された情報が十分でない場合、必要に応じて、労働者本人の同意を得た上で、会社に連絡することができるため追記
	・注釈として「職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。」を追記	・職場復帰等の可否や就業上の配慮等に関しては事業主が最終的に決定するものであり、その旨を明記することで、主治医は、主治医意見書の内容で就業上の配慮等が決定されるものではないという認識を得ることができるため追記 ※検討会でのご意見は同上
	・患者の氏名、生年月日、住所を追記	・カードの片側（A4サイズ）しか印刷できないプリンターを設置している医療機関等があるため、医師記載欄のみを印刷した場合であっても、患者の照合ができるよう追記
	・医療機関の連絡先（住所、電話番号）を追記	・会社は、医療機関から提供された情報が十分でない場合、必要に応じて、労働者本人の同意を得た上で、医療機関に連絡することができるため追記

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名		生年月日	年 月 日
住所			

職種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など (作業場所・作業内容)		
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他()		
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間。週 日間。) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)		
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能) <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()		
通勤時間	通勤時間: () 分		
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金 %)		
有給休暇日数	残 日間		
その他 特記事項			
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()		

会社において選任されている産業医等に✓してください。

産業医 総括安全衛生管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 衛生推進者 保健師

上記内容を確認しました。		
令和 年 月 日	(本人署名)	
令和 年 月 日	(会社名)	電話番号
住所		

主治医意見書

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

(診断書と兼用)

患者氏名		生年月日	年 月 日
住所			

病名	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)		
現在の症状			
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))		
退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可 (就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)		
望ましい就業上の措置	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期間の出張や海外出張は避ける、など 注) 提供された勤務情報を踏まえ、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。		
治療に対する配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する、など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。		
上記の措置期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和 年 月 日 (主治医署名) _____

住所 _____ 電話番号 _____

※1 この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

※2 職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を踏ましつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。

両立支援カード

〈I. 本人記載欄〉

氏名	生年月日	
住所		
職務内容 (有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください)		
勤務時間 時 分～ 時 分 (休憩 時間。週 日間。)		
1 上記職務内容に含まれる作業 (右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業	①立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③暑熱/寒冷/屋外作業 ④振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多數の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他
	(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由	
2 利用可能な社内制度	□時間単位の年次有給休暇 □半日単位の年次有給休暇 □傷病休暇・病気休暇 □勤務日数短縮(週 日勤務) □短時間勤務 □時差出勤 □フレックスタイム □試し出勤 □在宅勤務 □その他()	
勤務形態	□常勤勤務 □交替勤務(深夜勤務なし) □交替勤務(深夜勤務あり) □その他 案例: 自発的な離席が困難な勤務形態等()	
通勤方法(該当すべてに し通勤時間をご記入ください)	□歩行 □公共交通機関(着座可能) □公共交通機関(着座不可能) □自動車 □通勤なし(在宅勤務) □その他() 通勤時間 片道 分	
年次有給休暇日数	残 日間	

会社において選任されている産業医等に✓してください。

産業医 総括安全衛生管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 衛生推進者 保健師

会社に両立支援の申し出を行い、本カードの作成にあたって下記の担当部署・担当者の確認を受けました。

(会社記載欄)

会社名

担当部署・担当者名

住所

電話番号

〈II. 医師記載欄〉

氏名	生年月日
住所	
診断名	
現在の症状	
今後の治療内容	
通院頻度	
就労に関する意見	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 下記ア～ウの条件付き可(年 月 日～ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 現時点不可
(1)身体上の負荷がある作業	
①立位作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 立位の時間の制限 <input type="checkbox"/> 椅子等の準備 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 負荷の削減 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
③暑熱/寒冷/屋外作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 空調機器の利用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
④振動工具の取扱作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 振動の少ない工具の利用 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
⑤-a 不特定多數の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 保護具の着用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
⑥化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業強度の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐため配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)	
(2)事故の可能性が高まる作業	
① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 当人や他者への危害を防止する安全装置等 <input type="checkbox"/> 当人の安全を確認できる配置等 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(3)心身の負担が高いと感じられる作業	
① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他	<input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項	
□負担の少ない保護具着用 <input type="checkbox"/> 紫外線をできるだけ避ける □食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける □排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備 □残業・休日労働(長時間労働)の制服 <input type="checkbox"/> 出張の制限 □夜勤の制限 □その他 ()	
ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア・イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項 ※次ページ<記慮の例>も参照の上で、ご記入ください	
医師署名欄	上記の通り診断し、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。 令和 年 月 日 医療機関名 住所 電話番号
本人署名欄	上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。 令和 年 月 日 (本人署名)

※職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものである。

参考

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

從業員氏名		生年月日	年 月 日
住所			

職種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など
職務内容	(作業場所・作業内容)
	<input type="checkbox"/> 体を使う作業（重作業） <input type="checkbox"/> 体を使う作業（軽作業） <input type="checkbox"/> 長時間立位
	<input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業
	<input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務
	<input type="checkbox"/> 遠隔地出張（国内） <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他（ ）
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 ___ 時間。週 ___ 日間。)
	(時間外・休日労働の状況 :)
	(国内・海外出張の状況 :)
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関（着座可能） <input type="checkbox"/> 公共交通機関（着座不可能）
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通勤時間 : () 分
休業可能期間	年 ___ 月 ___ 日まで (___ 日間)
	(給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金 ● %)
有給休暇日数	残 ___ 日間
その他 特記事項	
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input type="checkbox"/> 試し出勤制度
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

上記内容を確認しました。

年 月 日 (本人署名)

年 月 日 (会社名)

(現行) 主治医意見書

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
(診断書と兼用)

患者氏名		生年月日	年 月 日
住所			

病名			
現在の症状	(運動や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)		
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))		
退院後／治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可 (就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)		
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など <small>注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。</small>		
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など <small>注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。</small>		
上記の措置期間	年 月 日	～	年 月 日

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名		生年月日	年 月 日
住所			

復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 条件付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (休業: ~ 年 月 日) 意見		
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など <small>注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。</small>		
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など <small>注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。</small>		
上記の措置期間	年 月 日	～	年 月 日

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

令和 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

(現行) 両立支援プラン

両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例

作成日： 年 月 日

従業員 氏名 所属	生年月日	性別	
		年 月 日	男・女
	従業員番号		
治療・投薬等の状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> 入院による手術済み。 今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 治療期間を通して疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 <p>※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載</p>		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。 		
その他 就業上の 配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日: ●月●日●～●時) 労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。 		

I. 本人記載欄		
氏名	生年月日	
職務内容 (有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください)		
勤務時間 時 分 ~ 時 分 (休憩 時間。週 日間。)		
1 上記職務内容に含まれる作業 (右記(1)~(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業	<input type="checkbox"/> ①立位作業 <input type="checkbox"/> ②-a 重量物の取扱作業 <input type="checkbox"/> ②-b 体を大きく動かす作業 <input type="checkbox"/> ③暑熱/寒冷/屋外作業 <input type="checkbox"/> ④振動工具の取扱作業 <input type="checkbox"/> ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 <input type="checkbox"/> ⑤-b 病原体等の取扱作業 <input type="checkbox"/> ⑥化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	<input type="checkbox"/> ①1人作業 <input type="checkbox"/> ②高所作業 <input type="checkbox"/> ③危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	<input type="checkbox"/> ①残業・休日労働など(長時間労働) <input type="checkbox"/> ②出張 <input type="checkbox"/> ③夜勤 <input type="checkbox"/> ④その他
	(1)~(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由	
2 利用可能な社内制度	時間単位の年次有給休暇	<input type="checkbox"/> 半日単位の年次有給休暇
	傷病休暇・病気休暇	<input type="checkbox"/> 勤務日数短縮(週 日勤務) <input type="checkbox"/> 短時間勤務
	時差出勤	<input type="checkbox"/> フレックスタイム <input type="checkbox"/> 試し出勤 <input type="checkbox"/> 在宅勤務
	その他()	
勤務形態	常勤勤務	<input type="checkbox"/> 交替勤務(深夜勤務なし) <input type="checkbox"/> 交替勤務(深夜勤務あり)
	その他 ※例:自発的な離席が困難な勤務形態等()	
通勤方法 (該当すべてに○し通勤時間をご記入ください)	徒歩	<input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能) <input type="checkbox"/> 自動車
	通勤なし(在宅勤務)	<input type="checkbox"/> その他 ()
年次有給休暇日数	残() 日間	

II. 医師記載欄	
診断名	
現在の症状	
今後の治療内容	
通院頻度	
就労に関する意見	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 下記ア~ウの条件付き可 (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 現時点で不可
ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)	<input type="checkbox"/> (1)①作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 立位の時間の制限 <input type="checkbox"/> 椅子等の準備 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (1)②作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 負荷の削減 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (1)③作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 空調機器の利用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (1)④作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 振動の少ない工具の利用 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (1)⑤作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 保護具の着用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (1)⑥作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業強度の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
	<input type="checkbox"/> (2)作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 当人や他者への危害を防止する安全装置等 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可
<input type="checkbox"/> (3)作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 当人の安全を確認できる配置等 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可	
<input type="checkbox"/> イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項	<input type="checkbox"/> 負担の少ない保護具着用 <input type="checkbox"/> 紫外線をできるだけ避ける <input type="checkbox"/> 食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける <input type="checkbox"/> 排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備 <input type="checkbox"/> 残業・休日労働(長時間労働)の制限 <input type="checkbox"/> 出張の制限 <input type="checkbox"/> 夜勤の制限 <input type="checkbox"/> その他
ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記ア・イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項 ※次ページ<配慮の例>も参照の上で、ご記入ください	<input type="checkbox"/> 治療スケジュールに合わせた休暇等 <input type="checkbox"/> 作業中の適宜休憩 <input type="checkbox"/> 短時間勤務 <input type="checkbox"/> 時差出勤 <input type="checkbox"/> フレックスタイム <input type="checkbox"/> 試し出勤 <input type="checkbox"/> 在宅勤務 <input type="checkbox"/> その他 ※例:長時間情報機器作業を制限する等
医師署名欄	上記の通り診断し、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。 令和 年 月 日 医療機関名 (主治医署名)
本人署名欄	上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。 令和 年 月 日 (本人署名) (生年月日) 年 月 日